

# 福岡県公報

平成二十年三月二十六日  
第二千八百二号  
増刊 ①

## 目次

告示 示(第五百十一号)

福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する

告示 訓 (第六号・第八号) (調査統計課) ……

訓 令(第六号・第八号)

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓

令 (交通対策課) ……

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令 (管財課) ……

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令 (管財課) ……

## 告示

福岡県告示第五百十一号

福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

(福岡県資料室設置規程の一部改正)

第一条 福岡県資料室設置規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画振興部調査統計課」を「企画・地域振興部調査統計課」に、「企画

振興部調査統計課長」を「企画・地域振興部調査統計課長」に改める。  
第三条中「企画振興部調査統計課長」を「企画・地域振興部調査統計課長」に改める。  
(福岡県資料室利用規程の一部改正)

第二条 福岡県資料室利用規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「企画振興部調査統計課長」を「企画・地域振興部調査統計課長」に改める。

第十二条第三項の表を次のように改める。

区 分	単 位	金 額
複写機により複写したもの(単色刷り)	一枚	十円

第十六条中「企画振興部調査統計課」を「企画・地域振興部調査統計課」に改める

## 附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

## 訓 令

福岡県訓令第六号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部長 保健福祉部長 生活労働部長 土木部長」を「新社会推進部長 保健医療介護部長 福祉労働部長 県土整備部長」に改める。  
 第二条の表を次のように改める。

部 名	職 名
総務部	私学学事振興局私学振興課長
新社会推進部	次長、青少年課長、生活安全課長
保健医療介護部	医療指導課長、高齢者支援課長
福祉労働部	子育て支援課長
県土整備部	企画交通課長、道路維持課長、道路建設課長
建築都市部	都市計画課長、公園街路課長

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第七号

本 庁  
出先機関

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令

福岡県競争入札制度審査会規程（昭和四十年六月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

あて先中「廉」を「出先機関」に改める。

第二条第二項中「農政部長、水産林務部長、土木部長」を「農林水産部長、県土整備部長」に改める。

第七条第二項の表第一専門部会の項中「土木部長」を「県土整備部長」に、「土木部次長、農政部次長」を「県土整備部次長、農林水産部次長」に、「土木管理課長、企画検査課長」を「県土整備総務課長、企画交通課長」に、「農地整備課長、漁港課長、治

山課長、林政課長、建築都市管理課長、住宅課長、管財課長」を「農山漁村振興課長、農村整備課長、林業振興課長、森林保全課長、水産振興課長、建築都市総務課長、県営住宅課長、財産活用課長」に、「土木部企画検査課」を「県土整備部企画交通課」に改め、同表第二専門部会の項中「建築都市管理課長」を「建築都市総務課長」に、「住宅課長、営繕課長、建築設備課長」を「県営住宅課長、営繕設備課長」に、「農地整備課長、土木管理課長、管財課長」を「農山漁村振興課長、県土整備総務課長、財産活用課長」に、「会計課長」を「施設課長」に、「建築都市部建築都市管理課」を「建築都市部建築都市総務課」に改め、同表第三専門部会の項中「管財課長」を「総務事務センター課長」に改め、「業務課長」の下に、「財産活用課長」を加え、「総務部管財課」を「総務部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 庁  
財 務 担 当 所

福岡県警察本部  
福岡県教育庁  
福岡県監査委員事務局  
福岡県人事委員事務局  
福岡県労働委員事務局  
福岡県議会事務局

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十年三月二十六日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和五十三年十二月福岡県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

あて先中「解」を「財務担当所」に、「福岡県地方労働委員会事務局」を「福岡県労働委員会事務局」に改める。

第四条第二項の表中「農政部長、水産林務部長、土木部長」を「農林水産部長、県土整備部長」に改め、「部次長」の下に「又は局長」を加え、「課長補佐」を「副課長又は課長補佐」に、「次長（次長制がない財務担当所にあつては、次長）」を「副所長（副所長が置かれていない財務担当所にあつては、副所長）」に、「職員」を「職員又は委員長が指名する課長）」に改める。

別表一の表中

水産林務部指名委員会	水産林務部林政課又は漁政課
農政部指名委員会	農政部農地整備課
土木部指名委員会	土木部企画検査課

を

農林水産部指名委員会	農林水産部農山漁村振興課
県土整備部指名委員会	県土整備部企画交通課

に改め、

同表建築都市部指名委員会の項中「建築都市管理課」を「建築都市総務課」に改める。

別表二の表中「甘木」を「朝倉」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）